

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正] 平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号 <u>[一部改正] 平成※年※月※日発雇児 ※ 第 ※ 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正] 平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 児童虐待防止対策等支援事業

- ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- ウ 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙「児童家庭支援センター運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営等事業
- エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

(通則)

1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業

新

旧

削除

オ 平成21年3月31日雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

カ 平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

キ 平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

(2) DV・女性保護対策等支援事業

ア 昭和38年3月19日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業

(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のイに基づき都道府県が行う婦人保護に係る啓発活動事業

(イ) 平成3年6月12日社生第 80 号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業

(ウ) 平成※年※月※日雇児発第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「※ 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業

(エ) 平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業

(オ) 平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業

(カ) 平成21年4月6日雇児発第 0406002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施

(5) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）

(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業

(7) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

(8) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

(9) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業

(10) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

新

旧

について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業
 (キ)平成※年※月※日雇児発第 ※ 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別
 紙「※ 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)のキ以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(1)のキの事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(8)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(8)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の

新

旧

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第8により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を滞滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を滞滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(12) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ、毎年度9月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

新

旧

働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度9月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別紙様式第4または別紙様式第5による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第6による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第7による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

旧

別表

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>325,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業(複数実施可能)</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>カウンセリング促進事業</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>家族療法事業</u></p> <p><u>1,991,000円</u></p> <p>・<u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p><u>3,609,000円</u></p> <p>・<u>宿泊型事業</u></p> <p><u>4,355,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>326,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</u></p> <p><u>2,698,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,156,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新

旧

- 6 専門性強化事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
250,000円
- 7 一時保護機能強化事業
児童相談所1か所当たり
1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
(複数実施可能)
・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
児童相談所1か所当たり
3,342,000円
・民間団体活動推進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
962,000円
・民間団体育成事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
1,253,000円
- 9 24時間・365日体制強化事業
児童相談所1か所当たり
5,637,000円
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
691,000円
- 11 評価・検証委員会設置促進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
992,000円
- 12 保護者指導支援事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
5,000,000円

- 6 専門性強化事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
272,000円
- 7 一時保護機能強化事業
児童相談所1か所当たり
1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
児童相談所1か所当たり
3,342,000円
・民間団体との連携
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
962,000円
- 9 24時間・365日体制強化事業
児童相談所1か所当たり
5,637,000円
- 10 児童福祉司任用資格取得のための研修
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
711,000円
- 11 評価・検証委員会設置促進事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
1,000,000円
- 12 保護者指導支援事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
5,000,000円

新				旧			
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 615,680円 (ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合)</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,815円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>削除</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業</p> <p>①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p> <p>4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2
児童家庭支援センター運営等事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2	児童家庭支援センター運営事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等</p>	1/2

新

旧

	<p>年間 <u>12,695,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>9,281,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,057,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>773,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,186,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 <u>598,000円</u></p>	<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,963,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,424,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

	<p>年間 <u>12,947,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 9,416,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,078,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>784,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p>		
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,995,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,701,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新				旧			
	(経過措置分)里親支援事業				(経過措置分)里親支援事業		
	次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3		次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3
	1 基礎研修				1 基礎研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円		
	2 専門里親研修				2 専門里親研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円		
	3 里親養育相談事業				3 里親養育相談事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円		
	4 里親養育援助事業				4 里親養育援助事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円		
	5 里親養育相互援助事業				5 里親養育相互援助事業		
	1か所当たり 510,000円				1か所当たり 510,000円		
	(経過措置分)里親委託推進事業				(経過措置分)里親委託推進事業		
	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2		児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2
削除	削除	削除	削除	地域生	次により算出した額の合計額	地域生活・自立	1/2

新				旧			
				活・自立支援事業(モデル事業)	<p>1 運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,905,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 658,000円</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり</p> <p>420,000円</p>	支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	
基幹的職員研修事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり</p> <p>471,000円</p>	<p>基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料</p>	1/2	基幹的職員研修事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり</p> <p>505,000円</p>	<p>基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料</p>	1/2
身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する</p>	身元保証人確保対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 就職時の身元保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>10,560円</p> <p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証</p> <p>施設退所児童等の保険対象者1人当たり</p> <p>19,152円</p>	<p>身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)</p>	<p>1/2</p> <p>市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する</p>

新

旧

新				旧					
			場合 2/3				場合 2/3		
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	5/10	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	5/10	婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費
売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	5/10	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、	売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	5/10	婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、

新

旧

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費

1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対
 象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 54,600円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,300円

18時～20時 月額 13,650円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 58,300円

18時～20時 月額 29,150円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワー
 ク事業

年額 800,800円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援
 助事業を行うた
 めに必要な報酬、賃
 金、旅費、需用費
 (消耗品費、食糧
 費、印刷製本費)、
 役務費(通信運搬
 費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うた
 めに必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支
 援ネットワーク事業
 に必要な報償費、
 旅費、需用費(消
 耗品費、印刷製本
 費)

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費

1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対
 象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 53,200円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 26,600円

18時～20時 月額 13,300円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 57,000円

18時～20時 月額 28,500円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワー
 ク事業

年額 815,610円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援
 助事業を行うた
 めに必要な報酬、賃
 金、旅費、需用費
 (消耗品費、食糧
 費、印刷製本費)、
 役務費(通信運搬
 費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うた
 めに必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支
 援ネットワーク事業
 に必要な報償費、
 旅費、需用費(消
 耗品費、印刷製本
 費)

新				旧			
	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料			(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料	
	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金			(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 684,540円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金	
	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	

